

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 西尾市長 中 村 健

審査請求人が令和3年4月13日に提起した処分庁による固定資産税・都市計画税更正処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（固定資産税・都市計画税更正処分に関する件（令和3年度（税）第1号））について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、氏（以下「被相続人」という。）が平成29年5月5日に死亡したことにより、同年5月26日付けで相続人代表者指定届の提出を依頼する文書を被相続人の住所地へ送付した。
- 2 処分庁は、上記1の相続人代表者指定届の提出期限までに提出がなかったことから、同年7月18日付けで審査請求人を相続人の代表者とする相続人代表者指定通知書を審査請求人宛に送付した。
- 3 処分庁は、同年7月21日付けで自身を相続人の代表者とする相続人代表者指定（変更）届が氏（以下「届出人」という。）から提出されたため、同人を相続人代表者として指定した。
- 4 処分庁は、平成30年度、平成31年度及び令和2年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書（被相続人が所有者として登録されていたもの）を届出人に送付し、当該各年度の課税処分を行った。
- 5 処分庁は、令和3年になって届出人が相続人ではないことが判明したことをきっかけとして、平成30年度、平成31年度及び令和2年度の固定資産課税台帳を調査したところ、当該各年度の固定資産課税台帳に被相続人が所有者として登録されていたため、当該各年度の固定資産税課税台帳の所有者を被相続人から審査請求人に修正する課税替えを行い、令和3年2月9日付けで当該各年度分の「固定資産税・

都市計画税更正（決定）通知書兼納税通知書」及び「固定資産税・都市計画税価格等修正（決定）通知書」を審査請求人及び届出人へ送付した。

6 審査請求人は、被相続人に係る相続放棄の申述を行い、令和３年３月９日に名古屋家庭裁判所岡崎支部が当該申述を受理した。

7 審査請求人は、令和３年２月９日付けの固定資産税・都市計画税更正（決定）通知書兼納税通知書（平成３０年度分、平成３１年度分及び令和２年度分）に関する処分について、令和３年４月１３日付けで当該処分を取り消す旨の審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消す裁決を求めている。

(1) 本件処分が二重課税にあたり違法であるか否かについて

本件処分に係る平成３０年度、平成３１年度及び令和２年度の賦課決定処分において、固定資産課税台帳に所有者として届出人が登録されており、届出人に対する課税は既に成立している。いったん成立した課税処分を遡及して更正決定処分を行うことはできないため、当該更正決定処分は二重課税にあたり違法である。

(2) 相続人調査が３年以上行われなかったことが不当かどうかについて

相続人代表者変更届を受理後、直ちに相続人調査をしていれば、届出人が相続人でないという事実はすぐに判明し、審査請求人は相続放棄を行うことができたはずである。３年以上放置したことは行政手続上の瑕疵であり、信義則違反である。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 本件処分が二重課税にあたり違法であるか否かについて

本件処分に係る平成３０年度、平成３１年度及び令和２年度の賦課決定処分において、固定資産課税台帳に所有者として登録されていたのは被相続人である。本件処分は、所有者を被相続人から審査請求人に改める更正決定処分であり、二重課税にはあたらず、適法である。

(2) 相続人調査が３年以上行われなかったことが不当かどうかについて

令和３年になり、届出人が相続人ではないことが判明したことをきっかけとして固定資産課税台帳を調査したところ、相続人代表者として届出人が登録されており不適切であることが判明したため、本件処分を行ったものである。

理 由

1 本件処分に係る法令等の規定について

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第343条第1項では、「固定資産税は、固定資産の所有者（略）に課する」旨が規定され、同条第2項では、「前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（略）として登記又は登録がされている者をいう」旨が規定されている。また、「所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき（略）は、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者」を所有者とする旨が規定されている。
- (2) 法第702条第1項では、「市町村は、（略）市街化区域（略）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる」旨が規定され、同条第2項では、「（略）前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第343条（略）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう」旨が規定されており、都市計画税の納税義務者となる所有者とは、固定資産税の納税義務者である所有者と同一である旨が定められている。
- (3) 法第9条の2第1項では、「納税者（略）につき相続があった場合において、その相続人が2人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない」旨が規定され、同条第2項では、「地方団体の長は、前項前段の場合において、（略）相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者とすることができる。（略）指定をした地方団体の長は、その旨を相続人に通知しなければならない」旨が定められている。
- (4) 法第17条の5第1項では、「更正又は決定は、法定納期限（略）の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない」旨が定められている。

2 本件審査請求に係る処分等について

(1) 本件処分が二重課税にあたり違法か否かについて

ア 処分庁は、土地の所有者が死亡し、基準日時点において相続する者が確定できない場合には、暫定的な措置として、固定資産課税台帳上の所有者を死亡者である被相続人のままとし、相続人代表者を設定の上、相続人代表者宛に納税通知等の関係書類を送付する運用としている。

イ 本件処分に係る固定資産税・都市計画税更正（決定）通知書（平成30年度分、平成31年度分、令和2年度分）の写しの更正事由欄には、「死亡者課税解消による課税替え」と記載されていることから、本件についても、平成30

年度から令和2年度までの3年度にわたり、処分庁は上記アの運用をしていたものと認められる。

ウ 一方、審査請求人は、基準日時点の固定資産課税台帳の所有者に届出人が設定されていたと主張するが、処分庁が死亡者課税の事案について本件のみ上記アの運用と異なる扱いをするとは考えにくく、処分庁は、前述の運用により、相続人代表者として誤って登録した届出人宛に納税通知を送付していたにすぎないものと認められる。

エ 以上により、本件処分が二重課税にあたり違法であったとは認められない。

(2) 相続人調査が3年以上行われなかったことが不当か否かについて

ア 本件を含む全ての更正決定処分について、1の(4)に記載のとおり、法は5年を経過した日以後についてはすることができないと規定しており、適切な事務処理の元、行政庁には状況に応じ5年の範囲で更正決定の時点を定める裁量が認められているものと解される。

イ また、死亡者課税は可能な限り解消されるべきものであり、適切な事務処理の元、処分庁が、法が認める範囲で最大限遡って更正決定を行うことは合理的な運用といえる。

ウ 本件処分について見ても、死亡者課税解消のため納税義務者を相続人に更正する処分であり、遡及期間は法の規定の範囲内の3年度となっている上、処分庁の対応が明らかな非違行為にあたるとは認められないことから、本件処分に裁量の範囲逸脱又は濫用があり違法とまではいえない。よって、本件処分について、処分庁に、裁量の逸脱又は濫用に至らないまでも、裁量の不合理な行使となるような不適切な対応があり不当といえるかどうかを検討する必要がある。

エ 審査請求人は、届出人の相続人代表者変更届（以下「当該届出」という。）を受理後、直ちに相続人調査をしていれば、届出人が相続人でないという事実はすぐに判明し、審査請求人は相続放棄を行うことができたはずであって、これを3年以上放置したことは処分庁の行政手続上の瑕疵であり、信義則違反であると主張している。

オ このことに対し、処分庁の弁明書においては、令和3年になり調査を行った事実を述べるのみであり、3年間経過した具体的な理由には言及していない。

カ 処分庁は当該届出のわずか3日前の平成29年7月18日付けで審査請求人宛に相続人代表者指定通知を発出した時点で、審査請求人が相続人であることをあらかじめ把握していたはずである。また、当該届出にあたり、届出人は自身を孫として届出を行っているが、処分庁があらかじめ指定していた相続人代表者は妹（審査請求人）であるので、それよりも相続順位が上位となる孫が存在するのであれば、処分庁が行った調査に不備があることになる。さらに、当該届出の「代表者以外の相続人」の欄には、処分庁があらかじめ相続人として指定していた審査請求人の氏名等の記載がない。

キ 処分庁は、カで述べた事実について、本来は当然に行われるべき届出内容等

- の確認を怠り当該届出を受理したといわざるをえず、その結果、3年度にわたり納税通知書を本来は送付すべきではない届出人に対し送付するに至っている。
- ク 上記の一連の対応について、処分庁の事情を考慮すべき要素は認められず、当該届出の提出後、処分庁が早期に確認作業を行い、届出人若しくは審査請求人に適切な説明がありさえすれば、その時点で審査請求人の相続放棄の手続が行われた蓋然性が高いものと認められる。
- ケ したがって、届出人が被相続人の孫である旨を記載した当該届出を提出していること及び相続人代表者指定通知の送達によって審査請求人は相続人であることを認識できたはずであることを考慮したとしても、処分庁の審査請求人への対応には著しく配慮を欠き不適切な点があったものと判断せざるをえず、被相続人が死亡後、審査請求人の相続放棄の手続が遅滞なく行われなかったことについて、審査請求人だけに不利益を被らせることは妥当ではない。
- コ 以上のことから、相続人調査が3年以上行われなかったことに至った本件処分に係る処分庁の対応は不当といわざるをえない。

(3) まとめ

以上によれば、本件処分には不当な点が認められることから取り消されるべきものであると認められる。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第86号）第46第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年1月12日

審査庁 西尾市長 中 村 健

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起できます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。